

支払不能の発生時期と破産法 162 条 1 項 1 号イ又は同項 2 号の偏頗行為否認の成否

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 30 年 2 月 27 日
【事件番号】 平成 25 年（ワ）第 27874 号
【事件名】 否認権行使請求事件
【裁判結果】 請求棄却（確定）
【参照法令】 破産法 162 条 1 項 1 号イ・2 号
【掲載誌】 金判 1542 号 45 頁、金法 2098 号 78 頁

LEX/DB 文献番号 25560507

事実の概要

1 A 社（破産者）は、アメリカ合衆国の法人である B 社製のハードディスク（以下「本件商品」という）を、B 社の日本の子会社である C 社から仕入れ、これを E 社等に販売することを主な業務としていた（以下「本件取引」という）。A 社は、本件取引に基づき、平成 24 年 3 月から同年 4 月までの間、C 社から本件商品 11 万 4,285 個を代金合計 1,028 万 4,255 米ドルで購入し（以下、当該購入に係る C 社に対する債務を「本件買掛金債務」という）、これを E 社等に販売した。同年 4 月 17 日、A 社は、本件買掛金債務の一部を支払期日までに支払わず、これを受けて C 社は、A 社に対する本件商品の出荷を停止した。その後、A 社は、事業を本件取引から技術サポート業務に縮小して営業を継続した。

2 A 社は、平成 24 年 5 月 8 日、Y 銀行に対し、手形貸付けによる借入金のうち合計 9,864 万 8,000 円を支払期日到来前に弁済し（以下「本件支払 1」という）、また、同月 31 日、A 社が発行した第 1 回無担保社債及び第 2 回無担保社債（Y 銀行・F 信用保証協会共同保証付き）について、最終償還期限前に Y 銀行との間で社債券売買契約を締結し、受渡代金等として合計 6,656 万 3,819 円及び合計 7,076 万 8,225 円を Y 銀行に支払い（以下「本件支払 2」という）、その後、買入消却手続を実施した。さらに、同年 6 月 11 日、Y 銀行との間で外国為替予約取引約定を合意解除し、精算金 2,240 万円を Y 銀行に支払った（以下「本件支

払 3」という）。

なお A 社は、平成 24 年 4 月 27 日、E 社から本件取引に基づく売買代金 5 億 4,094 万 9,065 円を受領し、そのうち 5 億 2,800 万円を同日、借入金の返済として D 銀行に支払い、同年 5 月 31 日、E 社から本件取引に基づく売買代金 2 億 2,770 万 6,724 円を受領し、これを原資として同年 6 月 29 日、D 銀行に対し、借入金の期限前返済として合計 1 億 0,763 万 2,000 円を支払った。

3 A 社は、平成 24 年 6 月以降、C 社からの本件商品の仕入れに代わり、自社製品の開発を試みたが、商品化を断念し、同年 7 月頃、C 社に対し、本件買掛金債務残額 6 億 1,400 万円強について、同年 9 月から 12 月まで 4 回に分割して支払うことを提案したところ、C 社はこの提案の検討を直ちには拒まなかった。

4 A 社は、平成 24 年 9 月 25 日、本件商品を購入している取引先に対し、同月末日を目途に破産の申立てをする旨の文書を送付し、同月 28 日頃、東京地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てをし、同年 10 月 10 日、同裁判所から破産手続開始決定を受け、X が破産管財人に選任された。X は、本件支払 1、本件支払 2 及び本件支払 3（以下、総称して「本件各支払」という）はいずれも A 社が支払不能になった後にされた行為（破産法 162 条 1 項 1 号イ）であると、又は、本件支払 1 及び本件支払 2 は A 社の支払不能になる前 30 日以内にされ、その時期が A 社の義務に属しない行為であり（同項 2 号）、本件支払 3 は A 社

が支払不能になった後にされた行為（同項1号イ）であるとして、否認権を行使し、Y銀行に対し、本件各支払に係る合計2億5,838万0,044円の返還及び遅延損害金の支払を求めた。

判決の要旨

請求棄却。

1 支払不能（破産法162条1項1号、2号、同法2条11号）とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態であるところ、これを平成24年4月27日におけるA社についてみると、平成23年頃から本件取引による経営状況が悪化し、平成24年4月17日、本件買掛金債務の一部を支払期日までに支払わず、C社がA社に対する本件商品の出荷を停止し、さらに、同月25日、A社はY銀行に対し融資に係る8,000万円を全額弁済し融資の借換えや延長等はされず、同月27日にはE社からA社に本件商品の代金約5億4,000万円強が支払われたがA社はそのうち5億2,800万円をD銀行からの融資の弁済に充てたというのであるが、一方で、A社は、上記の出荷の停止の後も、事業を技術サポート業務に縮小して営業を継続し、これに伴う収入等も関連会社を含め少額ながら継続的に入金されていて、また、本件買掛金債務の残額は約6億1,400万円強であり、このうちいくらが平成24年4月27日の時点で弁済期が到来していたかについては必ずしも明らかでないが、平成24年4月27日時点でのA社名義の口座の残高は合計3億3,309万7,651円であったというのであり、また、本件取引によれば、出荷停止後においてもA社がC社の定める新たな支払条件を受け入れて出荷が再開される可能性が全くなかったとまで断ずることはできず、併せて、平成24年4月27日の時点でY銀行を含む金融機関がA社に対し融資をしない等の意向を示したことを認めるに足りる証拠はないのであるから、本件買掛金債務残額のうち平成24年4月27日に弁済期が到来した分について破産者が支払能力を欠くために一般的かつ継続的に弁済することができない状態であったとまでいうことはできない。

2 次に、平成24年5月31日においてA社

が支払不能であったかについてみると、平成24年5月31日の時点では、本件買掛金債務残額約6億1,400万円強はその全額につき弁済期が到来し、また、平成24年5月31日時点でのA社名義の口座の残高は合計2億3,240万7,661円に減少しているが、一方で、同日、E社からA社に本件商品の代金約2億2,700万円強が支払われ、これを原資としてA社はD銀行に融資金約1億円強を弁済したのはその約1か月後の6月29日であったというのであって、また、A社は、同年6月以降、本件商品に代わる自社製品の開発を試みるとともに、これを断念すると、同年7月頃、C社に対し、本件買掛金債務の残金の弁済について、同年9月から12月まで4回に分割して支払うことを提案し、C社はこの提案の検討を直ちには拒まなかったというのであり、併せて、平成24年5月31日の時点でY銀行を含む金融機関がA社に対し融資をしない等の意向を示したことを認めるに足りる証拠はないのであるから、同日の時点において、本件買掛金債務残額についてA社が支払能力を欠くために一般的かつ継続的に弁済することができない状態であったとまでいうことはできない。

A社は、平成24年5月31日の時点においても、依然として2億3,000万円を超えるキャッシュを保有し、同年6月29日にD銀行からの融資を弁済するまでの間は相当額のキャッシュの出入りを繰り返しているののであって、A社のC社に対する上記分割払の提案等は、A社の保有するキャッシュの額（2億3,000万円超）や1回当たりの分割弁済額（およそ1億5,000万円強）を考慮すれば、A社がいわゆる無理算段をして延命を図っているだけの現実味のないものであったと断じ切るのには躊躇を覚えざるを得ないのであって、少なくとも同年5月31日の時点においては、A社が支払不能であったことが証明されたと断ずることはできない。

判例の解説

一 問題の所在

支払不能は、現行法において、破産手続開始の原因（破産法15条1項）であるとともに、偏頗行為否認（同法162条1項）及び相殺禁止（同法71条1項2号、72条1項2号）の要件としても定め

られており¹⁾、破産手続全体において重要な意味を持つ概念であるが、支払停止のような外形的事実ではなく、客観的な状態を示すものであり、一定の評価を伴う概念であることから、その判断基準は明確でなく、破産会社の破産手続開始後に、偏頗的弁済を受けた破産債権者と破産管財人との間で、支払不能の発生時期について争いとなるケースがみられる。

本件は、破産会社の破産管財人であるXが、同社が破産手続開始前に金融機関に対して行った期限前弁済等の各支払について、破産会社の支払不能後又は支払不能前30日以内に行われたものであるとして、破産法162条1項1号イ又は同項2号に基づく否認権を行使した事案であり、Xが問題とする各時点において破産会社が支払不能であったか否かが争われた。

二 判例・学説の状況

1 支払不能の意義について、従来の通説的見解は、弁済期の到来した債務の支払可能性を問題とする概念であり、支払不能であるか否かは弁済期の到来した債務について判断すべきであり、弁済期末到来の債務を将来弁済できないことが確実に予想されても、弁済期の到来している債務を現在支払っている限りは支払不能ではないとする(債務不履行必要説)²⁾。

そして現行法では、かかる通説的見解に基づき、支払不能について、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」との定義規定(同法2条11項)を設けたものと解されており³⁾、下級審裁判例においても同説の立場を明示するものがある(東京地判平19・3・29金法1819号40頁、東京地判平22・7・8判時2094号69頁)。

2 もっとも、債務不履行必要説に立った場合、債務者が財産の換価や借入れ等により債務不履行(支払不能)の発生時期を操作することが可能となり、債権者の損失回避の利益及び債権者平等原則の観点から妥当でないとの批判もある。そこで、原則として弁済期の到来した債務の不履行の存在を前提要件としながらも、債務の履行のための資金がいわゆる無理算段によって調達されたものである場合、具体的には、返済の見込みの立た

ない借入れや財産の投げ売り等によって資金を調達して延命を図っているような状態にある場合には、表面上は弁済期の到来した債務を支払っていたとしても、いわば糊塗された弁済能力にすぎず、客観的には弁済能力を欠いているとして、支払不能を肯定する見解(無理算段説)⁴⁾が、旧法以来、多数説として支持されている。

この点、近時の下級審裁判例においても、破産会社が弁済期の到来した債務の支払を継続していたものの、それは1年以上にわたって粉飾した船別収支実績(実態は大幅な赤字)をメインバンクに提供し続け、メインバンクをいわば欺罔することにより融資を取り付けて資金調達をしたことによるものにすぎず、破産会社において無理算段をしたものというほかなく、客観的にみれば支払能力を欠いていたことは明らかであるとして、支払不能であると判断したもの(高松高判平26・5・23金法2027号52頁)、破産会社において一応弁済期にある債務を支払っており、代表者に事業継続の意思が認められるものの、具体的な再建計画はなく、取引先の各金融機関からの借入金の返済に向けての具体的な目途も全くなく、代表者はこれらの状況を十分に認識しながら、返済の見込みのない妻からの借入れによって弁済期にある債務を支払い、事業を継続していたにすぎないとして、支払不能であると判断したもの(広島高判平29・3・15金判1516号31頁)、破産会社が数年にわたりメインバンクから融通手形の割引を受け、その金員で支払期限の到来した融通手形の決済資金を捻出することを継続し、その結果、毎月約1億円の決済資金を融通手形の振出先に送金しないと手形の遡求に応じなければならない立場に陥り、返済の見込みのない借入れにつき、融通手形の割引によって延命を図られていた状態であったことをもって支払不能と判断したもの(名古屋地岡崎支判平27・7・15金法2058号81頁)など、無理算段説を採用したとみられる裁判例が存在する。

3 さらに近時においては、支払不能の要件として弁済期の到来した債務の不履行の存在が必要か否かという問題が学説上議論されており、支払不能が果たすべき機能(債務者と債権者全体の利益を調整する機能、及び個々の債権者と債権者全体の利益を調整する機能)を重視し、現実の債務不履行

行は不要であり、債務者が履行期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することができないことが事実となった時点で支払不能が成立するとの見解（債務不履行不要説）⁵⁾も有力に主張されている⁶⁾。

三 本判決の検討

本判決は、破産管財人が問題とする平成24年4月27日及び同年5月31日の各時点において、いずれも破産会社が支払不能の状態にあったとはいえないとして、偏頗行為否認の成立を否定しており、その判断要素として、破産会社の事業の継続状況、収入・資産（預金残高等）の額、金融機関への返済状況、C社との取引状況（仕入れ再開の可能性の有無）、本件買掛金債務の残高・弁済期到来の有無、本件買掛金債務の弁済方法についてのC社との交渉状況、金融機関の破産会社に対する融資の意向などの事情を考慮し、詳細な事実認定を行っている。

支払不能の意義や解釈について、本判決は特段の言及をしていないものの、「本件買掛金債務残額のうち平成24年4月27日に弁済期が到来した分について破産者が支払能力を欠くために一般的かつ継続的に弁済することができない状態であったとまでいうことはできない」と判示するなど、弁済期が到来した債務についての弁済能力の有無を判断しており、債務不履行必要性を前提としているものと思われる。また、平成24年5月31日時点における支払不能の有無について、本判決は、同日時点で本件買掛金債務残額の弁済期が全て到来し、破産会社のキャッシュはその額に約3億8,000万円強不足していたと認定しながらも、上記事情を考慮したうえで、「支払不能であったことが証明されたと断ずることはできない」と判示しており、支払不能の認定について慎重な姿勢であることが窺える。

四 本判決の意義

このように本判決は、破産会社が「支払不能」であったか否かについて、詳細な事実認定に基づき判断したものであり、支払不能の具体的な認定の一事例を示すものである。事例判断ではあるが、その仔細な判断内容は、今後の実務の参考になるとと思われる。

●—注

- 1) 破産手続開始要件としての支払不能と否認・相殺の基準時としての支払不能は、基本的には統一的に解釈されるべきであると解されている（伊藤眞ほか編『新破産法の基本構造と実務（ジュリ増刊）』（有斐閣、2007年）21頁〔山本和彦発言〕〔小川秀樹発言〕）。
- 2) 伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』（弘文堂、2014年）41頁、山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年）296頁。
- 3) 小川秀樹編著『一問一答新しい破産法』（商事法務、2004年）31頁、川田悦男「全銀協達達『新破産法において否認権および相殺禁止規定に導入された「支払不能」基準の検証事項について』の概要」金法1728号（2005年）36頁。
- 4) 竹下守夫編代『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007年）21頁〔小川秀樹〕、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』（有斐閣、2018年）115頁、山本和彦『倒産法制の現代的課題』（有斐閣、2014年）45～49頁。
- 5) 中西正「破産法における「支払不能」概念の検討」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣、2018年）1296～1298頁。山本和彦教授は、無理算段説が問題にしていたのは経済的にみれば無謀な行為の中に顕れた現在の弁済能力の一般的欠乏であり、「現在の弁済能力の一般的欠乏」とはつまるところ「将来の債務不履行の確実性」と同義であり、問題は債務不履行の確実性の段階の違いにすぎず、弁済資金の調達方法が事業資産の売却によるか、借入れによるか、手元資金によるかは基本的に等価であるとし、破産法2条11項の解釈について、「その債務のうち（現実に又は将来の時点で）弁済期にあるものにつき、（弁済期が到来した時点において）一般的かつ継続的に弁済することができない（と認められる現在の）状態」と読むことになろうと指摘する（山本・前掲注4）51～56頁）。
- 6) ただし、同見解に対しては、①破産法2条11項の文言との整合性から考えると、弁済期の到来を不要とするのはやや無理があること、②将来の債務不履行の蓋然性の程度が不明瞭であり、破産手続開始原因事実としても偏頗行為否認や相殺禁止の基準時としても不安定であること、③個別執行において債務名義に係る請求権の弁済期到来が執行開始要件とされていること（民事執行法30条1項）との均衡などから、必要説の方が優れているとの指摘がある（松下淳一「偏頗行為否認の諸問題」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論（下巻）』（金融財政事情研究会、2013年）248～250頁）。

弁護士 秋山栄理